

○出席者名簿

構 成 員	備 考
町長	田頭 喜久己
教育委員会	柿原 紀也
教育委員会	高 清史
教育委員会	砥上 淳一
教育委員会	藤田 利津子
教育委員会	大雄 信英

○事務局名簿

役 職 名	氏 名	備 考
総務課長	入江 哲生	
総務課行政政策係長	斉田 藤孝	
総務課行政政策係	藤井 有香	

○教育委員会事務局

役 職 名	氏 名	備 考
教育課長	森部 純一	
生涯学習課長	岩下 定徳	
学校教育係長	村山 弥生	

1. 総合教育会議の設置・運営について

平成 27 年 4 月 1 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、施行されたことに伴い地方公共団体の長は「総合教育会議」を設けるものとされた。これに伴い、筑前町総合教育会議設置要綱を制定、施行した。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

筑前町総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、筑前町の教育に資するため、筑前町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第7条 会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務課行政政策係において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2. 筑前町教育大綱について

① 法律上の位置づけ

	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号)	教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号)
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第 1 期計画 (平成 20 年 7 月 1 日閣議決定) 平成 20～24 年度 ※第 2 期計画 (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 平成 25～29 年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

② 大綱に関する文部科学省の考え方 (平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育長通知)

定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4 年から 5 年程度を想定している。

教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。